

認可外保育施設教育費補助に関わる「特色ある教育を行っている」施設（区分②－２）の取扱いについて

こども青少年局 保育・幼児教育センター

１ これまでの取扱い

区分①	区分②－１	区分②－２
認可外保育所等への入所を申し込んでいたが、利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設を利用している児童（利用保留児童）	区分①以外で、保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設を利用している児童	区分①・②－１以外で、「特色ある教育を行っている」認可外保育施設を利用している児童
	保育所保育指針に準拠した「一定の教育の質」に関わる審査項目（大項目１７項目）で、各項目５０％以上かつ６０点以上の評価	・保育所保育指針に準拠した「一定の教育の質」に関わる審査項目（大項目１７項目）で、各項目５０％以上、６０点未満の評価の場合 ・「特色ある教育」に関わる審査項目（５項目）による評価で加点して、全体で６０点以上の評価
２０１６年（平成２８年）４月開始	２０１７年（平成２９年）４月開始	２０１８年（平成３０年）４月開始

２ 「特色ある教育を行っている」施設（区分②－２）審査の実績

募集時期	区分②－２としての申請施設数	選定された施設数	
		区分②－１	区分②－２
２０１８年（平成３０年）４月	７施設	３施設	—
２０１８年（平成３０年）１２月	５施設	３施設	—
２０１９年（平成３１年）４月	３施設	１施設	—

「特色ある教育を行っている」施設（区分②－２）で申請した施設で、補助対象になったのは、全て「一定の教育の質」が認められる施設（区分②－１）

3 認可外保育施設教育費補助審査部会委員からの意見

- ・ 補助対象とする施設は、保育内容や環境がこどもにとって適切であることが前提である。
そのためには、保育所保育指針等に基づいた教育・保育の質が一定保障されている必要がある。
- ・ 「特色ある教育」であっても、日々の教育・保育の中で実施されていることから、「特色ある教育」だけを抜き出して審査し評価するのは困難である。

4 今後の「特色ある教育を行っている」施設（区分②－２）の取扱い

区分②－２の内容を区分②－１に融合する。

- ・ 保育所保育指針に準拠した日々の保育を行ったうえで、「特色ある教育」をどのようにその中に反映させているかを一体的に審査し評価する。
- ・ 新たに「施設の特色」を記載する欄を設定し、審査項目（小項目５０項目）に「施設の特色」を踏まえた保育内容を記載してもらう。

5 スケジュール

- ・ １０月中 副市長・市長への説明
- ・ １２月上旬 令和２年度 認可外保育施設教育費補助にかかる対象施設の募集